

令和4年度 第1回役員会議事要旨

日時：令和4年5月17日（火）15時30分～16時10分

場所：杉本キャンパス 本部棟2階会議室

出席者：西澤理事長、辰巳砂副理事長、酒井理事、東山理事、田中理事、櫻木理事、高橋理事、辻理事、相良理事（オンライン）

陪席者：白井監事（オンライン）、西田監事（オンライン）、川上事務局次長、羽者家総務部長、中井総務課長

【審議事項】

1 令和4年度第2回経営審議会「ガバナンス改革部会」からの提言に対する対応について

(1) 理事より、令和4年度第2回経営審議会「ガバナンス改革部会」からの提言の全体像とあわせ、ポイントとして「これをもって、理事長が今回の選考会議からの被推薦者、すなわち、荒川前学長を病院長に任命することはないという区切りとなること」「今回の問題の発端は役員会のガバナンス上の不作為にあることや、理事長は自らが任命権者であるにも関わらず、選考プロセスに介入し中立性を損ねたことなどが、厳しく指摘されていること」「法人ガバナンス改革の必要性と方向性とあわせ、新たな病院長選考規程の考え方が示されていること」などを説明した（参考資料1：『ガバナンス改革部会』の考え方、参考資料2：議事要旨等）

(2) これを受け、法人の考え方と今後の方向性を文書で医学部・附属病院に伝達することが必要であり、下記の伝達事項が提案され承認された。

1. 「ガバナンス改革部会」からの提言を踏まえ、改めて、法人ガバナンス上の理由により、理事長は選考会議の被推薦者を任命しないこと
2. 「ガバナンス改革部会」の提言では、選考会議は手続きについて不備はないとされ、一方、理事長の判断及び行為等は、選考プロセスに介入し中立性を損ねる不適切なものであり、また、本件は古い規程の準用を認めた法人のガバナンス改革の不作為が招いた失敗であると指摘されている。これらを真摯に受け止め、理事、就中組織のトップである理事長は、自らの不適切な行動（不作為を含む）及び今回の事態を発生させたこと並びに新大学発足時に大きな混乱を惹起させたことを重く受け止め、その責任を明らかにすること
3. 「ガバナンス改革部会」から示された「大阪公立大学医学部附属病院長選考規程」の制定についての考え方や法人ガバナンス改革に対する医学部・附属病院の意見や要望をいただき、可能なものは新たな規程やガバナンス改革に活かすとともに、医学部・附属病院の協力のもと一刻も早く病院長選考をスタートさせること

<主な発言>

・今回の決断は、まさに苦渋の決断であり、ひとえに新大学のガバナンスのあり方に禍根を残してはならないという思いでの決断であった。また、理事長の選考プロセスへの介入、法人のガバナンスの不作為についての厳しい指摘を真摯に受け止めなければならない。

・法人執行部と医学部・附属病院とのコミュニケーション不足の問題。新たな病院長選考規程に医学部・附属病院の意見も可能なものは活かすべき。理事長・副理事長名の文書を発出するだけでなく、任命しなかった理由を丁寧に説明し理解を求めるという場を設定すべきであり、それがコミュニケーションのスタートとなる。

・「該当者なし」という結果に終わったが、選考プロセスにおいては、推薦者、事務職員も多大な負担をかけており、今回の混乱の収拾に向けて強い関心を持っているので、次のステップにすべての関係者が前向きに取り組めるような環境を構築すべき。

(3) さらに、次の2点が承認された。

1. 法人としての考えと対応をまとめた文書を理事長・副理事長から河田医学研究科長と中村病院長職務代理者に手交し、選考会議からの被推薦者を任命しない理由を丁寧に説明するとともに、通知文を発出する。
2. 今後、法人と医学部・附属病院とのコミュニケーションを改善し、共同で新たな病院長選考規程の制定や選考手続きをスタートさせるとともに、法人のガバナンス改革に関する医学部・病院との意見交換を行うため、新たなチーム体制を構築することとし、医学部・附属病院にチームへの参画を働きかける。なお、「ガバナンス改革部会」委員のチームへの参画を要請する。

【備考】

オンライン会議システムを併用した役員会は、適時的確な意見表明が互いにできる状態であることを確認しており、終始異状なく議題の審議等を終了した。

以 上

2022年4月28日

『ガバナンス改革部会』の考え方

公立大学法人大阪経営審議会「ガバナンス改革部会」は、2022年4月4日（月）に発足し、これまで3回の審議を行った。その間に理事長、選考会議議長らへのヒアリングや議事録の内容確認も行った。以上を経て、5月12日（木）の公立大学法人大阪経営審議会に以下の通り報告・提案する。

（選考プロセス等）

1. 選考会議は、「大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程」が定めたプロセスに沿って推薦を行っており、手続きについて不備はない。

（理事長の任命権）

2. 一方で、理事長は選考会議が推薦した者を任命しなかったが、これは理事長に認められた任命権に基づく権限の行使によるものである（注1）。

（注1）「理事長の任命拒否権」

・理事長は選考会議が推薦した者を任命しなかったが、どのような場合に任命を拒否出来るか、またその場合の手続きについて、公立大学法人大阪は、大阪市立大学時代も含めて、特段の規定を置いていない。役員会が準用を承認した大阪市立大学時代の規定に基づく選考プロセスに瑕疵がなく、現行の選考基準を満たした候補者が選任され、学長が報告を行って任命を促している以上、理事長は選考会議の判断を尊重すべきであり、任命拒否できるのは例外的な場合に限られると解するべきである。

(任命権行使に際しての説明責任等)

3. 但し、理事長は推薦された者（以下「被推薦者」）を任命しない場合には、その理由を文書に示し、選考会議、役員会及び法人設立団体に対して説明すべきであった。しかし、今回はそれがきちんとなされず、また理事長が選考会議に対して伝えた再選考を依頼する理由と、経営審議会やマスコミに対して伝えた任命しない理由が異なっていた。即ち、後者では、「①年齢、②学長が病院長になるのは天下りの人事で大学のガバナンス上良くない」などとされていたが、前者では、「意見が分かれた場合における複数推薦を要請し、選考会議において意見が分かれたにもかかわらず、結果として単独推薦となった」などとされていた。

(理事長の説明について)

4. ところで、被推薦者の専門家としての資質能力、病院長として新大学に貢献したいという思いは別として、「2022年3月31日に任期満了で退任する統合前の大阪市立大学の71歳の学長経験者が、2022年4月1日付けで統合後の大阪公立大学医学部附属病院長に就任する」という事態が生じたならば、公費を投入して運営される公立大学として、また2013年に府市が定めた「新大学ビジョン」が求める「新大学のガバナンス改革の方針」(注2)に照らして、不適切と言わざるを得ない。また、この事態は通常の組織運営における一般的な人事の順序に逆行する上、「天下りの」、「ポスト持ち回りの」な色彩が否めない。これは新大学が「公的機関」(注3)であることに照らせば、府民・市民からの

新大学に対する不信感につながりかねず、絶対に避けるべきことである。

(注2)「新大学のガバナンス改革の方針」

・新大学の設立にあたり、法人設立団体からは「理事会がガバナンスを効かせること」「外部の知見を反映すること」が強く求められていた。2013年に府市が策定した「新大学ビジョン」においても、「理事長・学長のガバナンス強化」のポイントとして、「外部人材を積極的に登用すること」や「役員にも法人出身でない学外人材の積極的登用を図る」ことを掲げている。

・今回の候補者があえて立候補し、かつ選考会議も当該候補を選任し、かつ選任を維持する事情について、当部会において詳細に解明することは短時日でできることではない。しかし、一般的には、人材育成や組織の新陳代謝を考えると、元学長が医学部附属病院長に就任することは、決して望ましいことではない。また、医学部附属病院は教育・研究・診療の現場であり、最新の医療現場での経験を踏まえた者が病院長として経営することが望ましく、若手人材の活躍と成長の機会を提供することが、組織運営上も求められる。

(注3)「公的機関」

・法人設立団体である大阪府市は、外郭団体等へ再就職する場合、それぞれの職員基本条例に基づき、人事監察委員会の審査を受けたうえで、知事・市長がその意見を聞いて承認する仕組みとしている。また、「大阪市の監理対象団体における大阪市退職者の採用等に関する指針を定める規程」においては、市を退職した職員が外郭団体等において65歳（大学教員、医師等定年が60歳でない者は5年を加えた年齢）を越えて在職させないこととしている。公立大学法人大阪は、税を原資とする交付金で運営される「公的機関」であり、特段の理由がない限り、これに準じることが期待されている。

(今回の病院長の選考と任命の一連のプロセスにおける問題)

5. 今回の病院長の選考と任命の一連のプロセスは、大阪市立大学時代の古い規程の準用によって行われた。即ち、法人は、法人設立団体が求める新大学のガバナンス改革の方針に対応した見直しを怠った。法人が、新大学の発足

という極めて重要なこの時期における病院長選考作業の着手に先立って、上記方針を踏まえた各種規程を改訂し、関係者に対するガバナンス改革の考え方を説明、確認すべきところ、かかる作業を怠ったことは重大である。

(理事長の判断及び行為等の問題)

6. ちなみに今回は、理事長がたまたま元大阪市立大学医学部教授で内部事情に通じていたこともあり、理事長は、被推薦者が応募するという情報を得た時点から、上記方針との齟齬を懸念すること等により、本人らへの説得を試みた。さらにその後、自らが任命権者であるにもかかわらず、選考プロセスに介入し、結果として選考過程において守るべき理事長及び法人の中立性を損ねた。即ち、任命権者である理事長が水面下で、候補者に立候補の取り止めを求め、あるいは附属病院の副院長（選考会議内部委員）などに立候補の要請をするなど事前に動いたこと、また、選考会議に出席し、さらに発言を求めるなど議論に関与しようとしたことは不適切であった。本来は、理事長として抱いた懸念をいち早く役員会に伝え、事態収拾のための対応策を検討すべきだった。

(役員会の不作為の責任)

7. なお、選考規程の不備については、理事長、役員会及び事務局の不作為の責任、さらに法人設立団体の管理監督不足の問題も看過できない。上述の通り、新大学設立にあたっては、2大学の統合による機能強化のみならず、法

人によるガバナンスの改革が課題とされていた。ところが、法人は、今回の選考に先立ってガバナンス改革の視点に沿った選考関連規程の改訂作業を怠った上に、大阪市立大学時代の規程の準用による選考を2021年10月27日の役員会(注4)で認めた。そのため、2019年9月24日に改正された「大阪市立大学医学部附属病院規則」及び「大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程」に沿って選考会議が発足し、これらの規程を準用する形で選考作業が始まり、医学部の内部委員主導で選考する従来のやり方が踏襲された。その結果、選考会議の選考手続きは規程に沿っているものの、新大学運営におけるガバナンス改革の方針を踏まえない選考結果となり、今回の混乱を招いた。本件は法人によるガバナンス改革の不作為が招いた失敗である。

理事、就中組織のトップである理事長は、自らの不適切な行動（不作為を含む）及び今回の事態を発生させたこと並びに新大学発足時に大きな混乱を惹起させたことを重く受け止め、その責任を明らかにしなければならない。

(注4)

・2021年10月27日に開催された役員会において、大阪市立大学時代の規程を準用し、2022年度大阪公立大学医学部附属病院長選考会議の構成並びに学外者選出について審議が行われ、構成については原案のとおり承認され、学外者については、今回の外部委員3名が選出された。その際、本来、役員会において、大阪市立大学時代の規程を準用してよいかどうか、その内容を十分に吟味すべきところであったが、規程は机上に配布されたものの、その説明も行われなかった。

(改革の方向性)

8. 本件は、経営審議会に外部委員による当部会が設置され、改めてガバナンス

改革の原則を確認し、また、設置者や府民市民など外部の視点を反映した整理を行うことになった。言うまでもなく、附属病院は内部の教職員の努力と研鑽によって成り立っているが、一方では税金を投入して設立・維持される公的財産であり府民市民全体のものである。今回の不作為等によって明らかになった法人における「附属病院は医学部内部の教職員の意に委ねて運営する」という内向きの経営姿勢は、今後の病院と新大学の発展に向けて大きな障害となりかねない(注5)。以上の状況に照らし、法人は今回の病院長選任に関する選考方法だけでなく、法人、大学、高等専門学校や附属病院などの運営やその長の権限の行使についても、公明公正性が担保され、かつ、様々な意見がより一層反映されるガバナンス構造に変える方策を至急検討する必要がある(注6)。

なお、附属病院長の選考については、法人において、大阪市立大学の規程準用ではなく、大阪公立大学としての新たな規程を制定した上で、それらに基づいて選考を行うべきである。また、新たな規程には新大学の設立趣旨や、ガバナンス改革の方針を十分に反映する必要がある。具体的には、別紙(「大阪公立大学医学部附属病院長選考規程の制定について(案)」)に記載した考え方や論点の検討を踏まえた上で決定すべきである。また、新たな規程に基づき選考、任命された附属病院長は、病院運営の重要性に鑑み、従来通り、理事として法人運営に参画することが期待される。

(注5)

・現在の選考会議の選考委員は、全員が医療専門家であり、外部の知見(例えば市民や府民、

または社会の視点、全国あるいは国際的な知見等）が反映されにくい。また選考委員は、内部委員の数（4名）が外部委員の数（3名）を上回っている上、互選によるものではあるが内部委員が議長を務めていた。詳細議事録から判明した議事運営はこうした構成のもと、内部委員が主導し外部委員は補助的な位置付けとなっていたと考えられ、従来の慣行と古い規程に沿っていたが、ガバナンス改革の趣旨に照らすと適切とは言えない状態にあった。

（注6）

・法人自体のガバナンス、理事長の権限についても見直しが必要である。例えば、現行の公立大学法人大阪定款第12条第1項に「理事は、理事長が任命する」と規定されているが、公正なガバナンスのあり方という観点からは疑義がある。また、公立大学法人大阪の2021年度の理事構成（常勤8、非常勤2）をみると、理事長及び常勤理事2人と非常勤理事1人の計4人が旧大阪市立大学医学部卒業生、非常勤理事1人が医薬品関連会社社長であり、医療関係分野が5人を占めて他分野とのバランスを欠いており、法人及び大学のガバナンス上からも適切な状態とは言えず、妥当性・公平性の観点からの見直しが必要である。

【付加意見】

今回のとりまとめに関し、一部委員から個別付加意見があったので、付記する。

学長経験者、あるいは71歳であることのみをもって、大学内の役職に就いてはならないとしてよいか疑問がある。例えば、定年を70歳と定めたとしても、48歳で学長を退任した者がいた場合、病院長のみならず、図書館長、〇〇研究所長、〇〇幼稚園長、附属高校校長などに豊富な経験を生かして就任することが将来はあり得る。その余地は残しておくべきではないか。

4. (理事長の説明について) の(注3)では、「公立大学法人大阪は、交付金で運営される「公的機関」であり、特段の理由がない限り、大阪市を退職した職員の外郭団体等への再就職の年齢制限等に準じることが、期待されている」として、被推薦者の71歳という年齢を問題にしています。しかし、高度な専門的な資質・能力が求められるとともに、任期を定めた職である大学の附属病院長は、優れた人材を公募によって得るためにも、同法人の理事長、理事及び学長のように任期が定められた他の職と同様に、「特段の理由」があると認めるべきであり、年齢を問題とすることは適当でないと考えます。

大阪公立大学医学部附属病院長選考規程の制定について（案）

1. 病院長候補者の推薦と病院長の任命

【論点1】

- ・選考会議は原則として複数の病院長候補者を学長に推薦する。これについて学長は理事長に対して意見を付して申し出を行い、理事長はその申し出を受けて役員会の意見を聞いた上で任命する。
- ・理事長は、選考会議の選出した候補者を任命したとき、任命しないとき、いずれもその理由を公表する。
- ・理事長が選考会議の選出した候補者を任命しないときは、役員会にて理由を含めてこれを報告し、その意見を聞く。

2. 候補者の資格、選考会議の構成と選考会議議長等

【論点2】

- ・公立大学法人大阪の理事長及びこれが設置する大学の学長（いずれも経験者を含む。旧法人（公立大学法人大阪府立大学・公立大学法人大阪市立大学）の理事長及びこれが設置した大学の学長を含む。）は、候補者の資格を有さない（※1）。
- （※1）原則として、就任時に満70才以上の者を除く

【論点3】

- ・選考委員は、医学部・病院の推薦する内部委員と外部委員の候補者並びに理事長の推薦する外部委員の候補者の中から、役員会において決定し、理事長が任命する。
 - ①内部委員は、医学部教授会から1名及び病院運営会議から2名（内1人は非医師）の計3名とする。
 - ②外部委員は、法人設立団体である府市関係の理事から1名、法人の経営審議会の外部委員から選出されガバナンス関連の知見を有する者1名、特定機能病院の病院長（経験者を含む。元本学医学部附属病院長は除く。）1名、医師会など地域医療関係者から1名の計4名とする。
 - ③選考会議議長は外部委員の中から互選する。

【論点4】

- ・選考会議は、必要に応じて病院関係者の意見を聞くことができる。

【論点5】

- ・病院長の任期は2年とし、再任は1回までとする。

3. 病院長選考関係規程の統一

・現行の病院長選考は、「大阪市立大学医学部附属病院規則（第3条第3項～第12項）」(病院長専決)（※2）、「大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程」(病院長専決)、「大阪公立大学医学部附属病院長選考規程(選考会議が決定)」の3つで規定されている。

（※2）本来、法人統合時に「規則」から「規程」へと改訂すべきであったが、改訂されていなかったため、2022年度から「規程」に統一する。

・今後は、「大阪公立大学病院規程」（2で示す論点を含む。役員会で決定）と「大阪公立大学医学部附属病院長選考規程」（選考スケジュール、評価軸・選考ポイント、募集方法・期間、選考方法等に関する具体的な事項を定める。選考会議で決定）の2つの規程を整備する。

4. 現行の病院長選考会議規程の廃止

・「大阪市立大学医学部附属病院長選考会議規程」は、大阪公立大学の規程制定により効力を失う。

5. 選考会議における議事録について

・選考会議における議事録は、会議終了後、すみやかに公開する。

令和4年度第1回公立大学法人大阪経営審議会ガバナンス改革部会（書面会議）の結果

審議期間 令和4年4月8日（金）～令和4年4月12日（火）

書面の送付先

（委員）

生野委員、上山委員、大西委員、尾崎委員、阪井委員、土屋委員、鳥井委員、福島委員

議事

【審議事項】

- 1 公立大学法人大阪経営審議会部会要項の制定について
- 2 ガバナンス改革部会の部会長の互選及び職務代理者の決定について

議事案件期限の都合上、令和4年度第1回公立大学法人大阪経営審議会ガバナンス改革部会については書面会議によることとした。

なお、書面会議の方法は次のとおりである。

- (1) 委員に対し資料及び書面議決書を送付した。
- (2) 書面議決書を活用し、審議事項に対する委員の意見（賛成又は反対の意思表示）を求めた。

書面会議の結果、次のとおりとなった。

- 1 公立大学法人大阪経営審議会部会要項の制定について
7名の委員から賛成の回答があり、1名の委員から修正案の提案があった。
- 2 ガバナンス改革部会の部会長の互選及び職務代理者の決定について
委員全員から賛成の回答があり、尾崎委員と部会長とし、上山委員を職務代理者とする事となった。

以上

令和4年度第2回公立大学法人大阪経営審議会ガバナンス改革部会 議事要旨

日 時 令和4年4月13日（水） 午後3時00分～午後4時00分

場 所 あべのメディックス 6階ホール（大阪市阿倍野区旭町1-2-7）

※Web会議システムを併用して実施

出席者 （委員）

尾崎委員、上山委員、生野委員、大西委員、阪井委員、土屋委員

議 事

【前回会議結果の確認】

令和4年度第1回公立大学法人大阪経営審議会ガバナンス改革部会（書面会議）の議事結果の確認を行った。

【審議事項】

1 公立大学法人大阪経営審議会部会要項の制定について

第1回ガバナンス改革部会部会（書面会議）において委員から提出された修正案について部会長から説明があり、原案のとおり承認された。

2 今回の病院長選考プロセスの経緯の整理について

部会長から今回の病院長選考プロセスの経緯の整理に関する所見について説明があり、各委員から意見を聴取した。委員からは「選考会議は選考プロセスに沿って推薦を行っており、手続きに不備はない」、「理事長は選考会議が推薦した者を任命しなかったが、任命権に基づく権限の行使によるものである」、「理事長の任命権について、どういうときに拒否できるのかをルール化しておくべきである」、「法人のガバナンス改革は大学統合の際の極めて重要なテーマである。ところが、役員会は今回の病院長選考においてそれを放置した。法人としての院長選考プロセスの管理が不十分だった。」等の意見があった。

3 大阪公立大学医学部附属病院長選考の見直しについて

部会長から大阪公立大学医学部附属病院長選考規程の見直しについて説明があり、各委員から意見を聴取した。委員からは「大阪市立大学の病院規則と病院長選考会議規程、選考会議が作った大阪公立大学病院長選考規程があり、構造がわかりにくい」、「選考規程だけでなく、病院規則も併せて見直す必要がある」等の意見があった。

以上

令和4年度第3回公立大学法人大阪経営審議会ガバナンス改革部会 議事要旨

日 時 令和4年4月21日(木) 午後3時00分～午後5時25分

場 所 あべのメディックス 6階役員大会議室(大阪市阿倍野区旭町1-2-7)

※Web会議システムを併用して実施

出席者 (委員)

尾崎委員、上山委員、生野委員、大西委員、阪井委員、土屋委員、鳥井委員、福島委員

議 事

【審議事項】

1 今回の病院長選考プロセスの経緯の整理について

部会長から今回の病院長選考プロセスの経緯の整理について説明があり、各委員から意見を聴取した。委員からは「理事長の責任だけでなく、古い規程をそのまま採用して準用させる等でガバナンス改革の重要性をふまえない役員会の不作為の責任も明らかにするべき」、「ガバナンス改革について当部会がどのように考えているのかを医学部関係者に伝える場が必要である」、「理事長はどこかの段階で学内及び医学部に対して、今回の件について総括的な考え方を発信する必要がある」等の意見があった。

2 大阪公立大学医学部附属病院長選考の見直しについて

部会長から選考規程の見直しについて説明があり、各委員から意見を聴取した。委員からは「選考会議の実務的・具体的な内容の細部は役員会で決める必要はない」、「重要なところは、選考会議の委員構成と委員の選考の仕方で役員会で決めるべき」、「学長が意見を述べるということが必要である」等の意見があった。

以上

令和4年度第4回公立大学法人大阪経営審議会ガバナンス改革部会 議事要旨

日時 令和4年4月28日(木) 午後2時30分～午後5時30分

場所 あべのメディックス 6階役員大会議室(大阪市阿倍野区旭町1-2-7)

※Web会議システムを併用して実施

出席者 (委員)

尾崎委員、上山委員、生野委員、大西委員、阪井委員、土屋委員、鳥井委員、福島委員

議 事

【審議事項】

1 今回の病院長選考プロセスの経緯の説明について

部会長から『ガバナンス改革部会』の考え方(案)について説明があり、「選考プロセス等」、「理事長の任命権」、「任命権行使に際しての説明責任等」、「理事長の説明について」、「今回の病院長の選考と任命の一連のプロセスにおける問題」、「理事長の判断及び行為等の問題」、「役員会の不作為の責任」、「改革の方向性」の各項目の内容を確認し、本文と付加個別意見の区分が明確になるように書き方を改め、『ガバナンス改革部会』の考え方(案)をとりまとめることにした。

2 大阪公立大学医学部附属病院長選考の見直しについて

部会長から選考規程の見直しについて説明があり、各委員から意見を聴取した。委員からは「選考会議の推薦案について、役員会で参考意見を聴取する機会があったほうが良い」、「議長は外部委員の中から互選とすべき」、「規程については、役員会が関与すべき部分と病院組織に任せて病院長が決める部分をきちんと分けるべき」等の意見があり、これらを踏まえて修正することにした。

以上